

社会福祉法人睦福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人睦福社会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」）の報酬などについて定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員や役員等が理事長の指示又は、理事会の委託を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償	日当 5,000円
(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償	日当 7,000円
(3) 評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償	日当 5,000円

(旅費)

第4条 役員・役員等が研修・出張の場合は、あかつき保育園旅費規定に準ずる。

(改廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規則は、平成29年6月14日から施行する。